（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［２～19　略］

20　法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地域限定保育士登録又は国家戦略特別区域限定保育士登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　地域限定保育士登録証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［21～82　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［２～30　略］

31　法別表第五第八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地域限定保育士登録又は国家戦略特別区域限定保育士登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　地域限定保育士登録証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［32～99　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［２～19　同上］

20　［同上］

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［21～82　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［２～30　同上］

31　［同上］

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［32～99　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十四号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十六号）の施行等に伴い、並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二条の四の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

財務大臣　加藤　勝信

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。